



市税の納付書の誤送付について

市税の納付書を誤って別の方へ送付する事案が発生しました。

1 概要

市税の催告書（納税を促す文書）を送付する際に、別の方の納付書（軽自動車税）を同封したものです。

2 影響

誤送付の件数：1件

3 経緯

令和5年2月13日（月）に催告書を96件送付したところ、同月16日（木）に催告書を受領した方から別の方の納付書が混入していた旨の連絡があり、誤送付が判明しました。なお、送付した催告書のうち、4件が納付書を同封したものです。

4 原因

封入時に内容物の確認を怠っていたことによるものです。

5 対応状況

- ・ 誤送付が判明した同月16日（木）に、誤送付先の方を訪問し、お詫びした上で、届いた納付書を回収しました。
- ・ 本来納付書を送付すべきであった方にも、同月18日（土）に電話により、お詫びし、納付書を送付しました。
- ・ 納付書を同封した4件のうち、本件以外の1件は誤送付がないことを確認し、残り2件については確認中です。

6 再発防止策

記名のある書類を同封する際は、複数人で確認することを徹底します。